

別表 1-1

行政処分基準表(違反行為基本点数)

点数	罰則条項	違反行為	違反条項〔該当条項〕
120	法第25条	無許可営業 (無許可変更を含む。)	法第7条第1項、第6項 法第14条第1項、第6項 法第14条の4第1項、第6項 法第7条の2第1項 法第14条の2第1項 法第14条の5第1項
		不正の手段による処理業の許可の取得 (無許可変更を含む。)	法第7条第1項、第6項(法第7条第2項、第7項の許可を含む。) 法第14条第1項、第6項(法第14条第2項、第7項の許可を含む。) 法第14条の4第1項、第6項(法第14条の4第2項、第7項の許可を含む。) 法第7条の2第1項 法第14条の2第1項 法第14条の5第1項
		事業停止命令等違反	法第7条の3 法第14条の3 法第14条の6
		措置命令違反	法第17条の2第3項(法第19条の5第1項準用) 法第19条の4第1項 法第19条の4の2第1項 法第19条の5第1項 法第19条の6第1項
		委託基準違反	法第6条の2第6項 法第12条第5項 法第12条の2第5項
		名義貸しの禁止違反	法第7条の5 法第14条の3の3 法第14条の7
		施設無許可設置 (無許可変更を含む。)	法第8条第1項 法第9条第1項 法第15条第1項 法第15条の2の6第1項
		不正の手段による施設設置許可の取得 (無許可変更を含む。)	法第8条第1項 法第15条第1項 法第9条第1項 法第15条の2の6第1項
		無確認輸出	法第10条第1項(未遂の場合を含む。) 法第15条の4の7第1項(法第10条第1項準用。未遂の場合を含む。)
		受託禁止違反	法第14条第15項、法第14条の4第15項
		廃棄物の投棄禁止違反	法第16条(未遂の場合を含む。)
		廃棄物の焼却禁止違反	法第16条の2(未遂の場合を含む。)
		指定有害廃棄物の保管、収集等違反	法第16条の3
	法第26条	委託基準違反	法第6条の2第7項 法第12条第6項 法第12条の2第6項
		再委託禁止違反	法第7条第14項 法第14条第16項 法第14条の4第16項
		施設改善命令・使用停止命令等違反	法第9条の2 法第15条の2の7
		改善命令・事業の廃止等についての措置命令違反	法第17条の2第3項(法第19条の3準用) 法第19条の3 法第19条の10第1項(法第19条の4準用)及び第2項(法第19条の5準用)
		施設無許可譲受け・借受け	法第9条の5第1項 法第15条の4(法第9条の5第1項準用)
		無許可輸入(許可条件違反を含む。)	法第15条の4の5第1項、第4項
		不法投棄・不法焼却の目的による収集運搬	法第16条、16条の2の規定違反を目的に廃棄物を収集運搬
	法第27条	無確認輸出予備	法第10条第1項 法第15条の4の7第1項
30	法第27条の2	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3第1項 法第15条の4の7第2項(法第12条の3第1項準用)
		管理票写し送付、管理票回付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3第3項～第5項 法第12条の5第6項
		管理票又はその写しの保存義務違反	法第12条の3第2項、第6項、第9項、第10項
		虚偽管理票交付	法第12条の4第1項
	90	引受禁止違反	法第12条の4第2項
		虚偽管理票写し送付・虚偽報告	法第12条の4第3項、第4項
		電子管理票虚偽登録、電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第12条の5第1項～第4項 法第15条の4の7第2項(法第12条の5第1項、第2項準用)
		管理票措置命令違反	法第12条の6第3項
	90	土地の形質の変更の届出を行った者に対する計画変更命令、措置命令違反	法第15条の19第4項
	90		法第19条の11第1項

点数	罰則条項	違反行為	違反条項〔該当条項〕
30	法第29条	保管届出義務違反	法第12条第3項 法第12条の2第3項
60		施設使用前検査受検義務違反	法第8条の2第5項 法第9条第2項（法第8条の2第5項準用） 法第15条の2第5項 法第15条の2の6第2項（法第15条の2第5項準用）
30		処理困難通知義務違反・虚偽通知	法第14条第13項 法第14条の2第4項 法第14条の3の2第3項 法第14条の6（法14条の3の2第3項準用） 法第14条の4第13項 法第14条の5第4項
		処理困難通知保存義務違反	法第14条第14項 法第14条の2第5項 法第14条の3の2第4項（法第14条の2第5項準用） 法第14条の6（法第14条の3の2第4項における法第14条の2第5項準用） 法第14条の5第5項（法第14条の2第5項準用） 法第14条の4第14項
		指定区域内の土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出	法第15条の19第1項
(※1)		特定施設の事故時の措置に対する命令違反	法第21条の2第2項
30	法第30条	帳簿備付け・記載・保存義務違反・虚偽記載	法第7条第15項、第16項 法第12条第13項（法第7条第15項・第16項準用） 法第12条の2第14項（同上） 法第14条第17項（同上） 法第14条の4第18項（同上）
		業廃止・変更届出義務違反・虚偽届出	法第7条の2第3項 法第14条の2第3項（法第7条の2第3項準用） 法第14条の5第3項（同上）
		施設の廃止等届出義務違反・虚偽届出	法第9条第3項 法第15条の2の6第3項（法第9条第3項準用）
		最終処分場の埋立終了届出義務違反	法第9条第4項 法第15条の2の6第3項（法第9条第4項準用）
		施設相続届出義務違反	法第9条の7第2項 法第15条の4（法第9条の7第2項準用）
		定期検査拒否・妨害・忌避	法第8条の2の2第1項 法15条の2の2の第1項
		施設の維持管理事項記録・備付け義務違反・虚偽記載	法第8条の4 法第9条の10第8項（法第8条の4準用） 法第15条の2の4（同上） 法第15条の4の4第3項（同上）
		処理責任者設置義務違反	法第12条第8項
		管理責任者設置義務違反	法第12条の2第8項
		報告拒否・虚偽報告	法第17条の2第3項（法第18条第1項準用） 法第18条第1項、第2項
		立入検査拒否・妨害・忌避	法第17条の2第3項（法第19条第1項準用） 法第19条第1項、第2項
		技術管理者設置義務違反	法第21条第1項
(※2)	その他	許可基準等不適合	法第14条第5項第1号、第10項第1号 法第14条の4第5項第1号、第10項第1号 法第15条の2第1項第1号、第3号 法第15条の2の3第1項
30		許可条件違反	法第14条第11項 法第14条の2第2項（法第14条第11項準用） 法第14条の4第11項 法第14条の5第2項（法第14条の4第11項準用） 法第15条の2第4項
10		上記以外の違反行為	

※1：別表1－2及び1－3によらず、応急の措置に必要な期間の停止とする。

※2：別表1－2及び1－3によらず、改善に必要な期間の停止とする。なお、改善が不可能な場合は許可取消とする。